

第四百四十回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第六号

平成九年三月二十七日(木曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

三月二十六日

辭任

荻野 茂君

三月二十七日

辭任

尾辻 秀久君

補欠選任

朝日 俊弘君

補欠選任

依田 智治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

橋崎 泰昌君

鈴木 栄治君

高木 正明君

星野 昶市君

照屋 寛徳君

板垣 正君

尾辻 秀久君

永田 良雄君

長峯 基君

橋本 聖子君

三浦 一水君

依田 智治君

加藤 修一君

風間 昶君

高野 博郎君

福本 潤一君

鈴木 和美君

朝日 俊弘君

前川 忠夫君

吉岡 吉典君

島袋 宗康君

國務大臣

國務大臣
(総務庁長官)

武藤 嘉文君

國務大臣
(沖繩開発庁長官)

稲垣 実男君

政府委員

防衛庁防衛局長

秋山 昌廣君

防衛施設庁長官

諸富 増夫君

防衛施設庁施設部長

首藤 新悟君

沖繩開発庁総務局長

嘉手川 勇君

沖繩開発庁振興局長

牧 隆壽君

外務省北米局長

折田 正樹君

事務局側

第一特別調査室長

入内島 修君

総務庁北方対策本部審議官

川口 雄君

防衛施設庁施設部連絡調整官

山内 正和君

運輸省自動車交通局長

梶原 景博君

本日の会議に付した案件

○平成九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付、平成九年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(総理府所管(総務庁(北方対策本部)、沖繩開発庁)及び沖繩振興開発金融公庫)

○沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(橋崎泰昌君) 昨二十六日、予算委員会から、三月二十七日午前の半日間、平成九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち総務庁北方対策本部、沖繩開発庁及び沖繩振興開発金融公庫について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

まず、武藤総務庁長官から説明を求めます。武藤総務庁長官。

○國務大臣(武藤嘉文君) 平成九年度の総務庁北方対策本部関係予算について、その概要を御説明申し上げます。

平成九年度総理府所管一般会計歳出予算要求額のうち、総務庁北方対策本部関係予算額は十億八千七百四十万円で、これは前年度の当初予算額に對して七百九十二万七千円の増額になっております。

その主な内容につきましては、まず、北方対策本部に必要な経費として職員の人件費等一億一千三百九十二万六千円を計上しております。

また、北方領土問題対策に必要な経費として九億六千六百八十一万四千円を計上しておりますが、そのうち主なものは北方領土問題対策協会補助金九億二千八百八十四万円であります。

この北方領土問題対策協会補助金は、同協会が北方領土問題の解決促進のため全国的な規模で啓発等を行うために必要なものであります。具体的には、啓発事業関係については、まず、返還要求運動の盛り上げを図るために実施する国民大会及

び県民大会の開催事業、後継者育成を目的とした青少年向けの啓発事業、北方領土問題教育指導者啓発事業等を行うための経費を前年度に引き続き計上しております。

また、北方四島との交流事業につきましても、北方領土問題の解決に寄与する重要な方策の一つとして、引き続き実施していくこととしております。

さらに、返還要求運動を次世代に承継していくための青少年現地研修・交流会開催経費、都道府県民会議の連携を強化するための地域ブロック会議開催経費、インターネットによる啓発経費等を新たに計上しております。

このほか、返還要求運動の中核的役割を果たしている各都道府県推進委員の啓発活動、北方地域元居住者に対する援護措置等に必要経費を計上しておりますが、北方四島でいまだ所在が確認されていない墓地があり、墓参が実施できない箇所があるため、この所在確認のための調査経費を新たに計上しております。

また、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務関係についても引き続き所要の経費を計上しております。

北方領土問題対策協会補助金以外の経費といたしましては、北方四島交流事業啓発用記録ビデオを中学校等の教材として活用してもらうため、全国に配付する経費を新たに計上しております。

以上、平成九年度の総務庁北方対策本部関係予算の概要を御説明いたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(橋崎泰昌君) 次に、稲垣沖繩開発庁長官から説明を求めます。稲垣沖繩開発庁長官。

○國務大臣(稲垣実男君) 平成九年度沖繩開発庁予算について、その概要を御説明いたします。

第三次沖繩振興開発計画の後期初年度であり、

沖縄の米軍基地の整理、統合、縮小問題及び沖縄の振興策が現下の重要課題となっているものと、平成九年度予算額は三千三百三十二億三千百万円で、前年度当初予算額に対し一〇・一・七％となっており。

まず、沖縄振興開発事業費について申し上げます。

沖縄開発庁予算の大部分を占める沖縄振興開発事業費は、生活産業基盤としての社会資本の整備について、第三次沖縄振興開発計画に基づき継続諸事業の着実な推進を図るとともに、新たなプロジェクトの芽出しに努めるため、沖縄振興開発諸施策の積極的な展開を図るため、その所要額の確保に努めた結果、三千八百八億九千万円で、前年度当初予算額に対し一〇・一・八％となっております。

沖縄振興開発事業費の内訳は、治山治水対策事業費、道路整備事業費、港湾・漁港・空港整備事業費、下水道・環境衛生等事業費、農業農村整備事業費等を主な内容とする公共事業関係費二千九百十八億九千万円、公立学校施設整備費等を内容とする沖縄教育振興事業費四百八億三千二百万円、保健衛生施設等施設整備費等を内容とする沖縄保健衛生等対策費十二億四千九百万円及びイモゾウムシ等の根絶等のための植物防疫対策費等を内容とする沖縄農業振興費二十九億八千万円であります。

この沖縄振興開発事業費につきましては、特に、上下水道・都市公園等生活環境施設の整備、水資源の開発、道路・港湾・空港等交通体系の整備、農林水産業振興の基礎条件の整備、教育の振興、保健衛生対策の推進等に配慮いたした次第であります。

次に、一般行政経費等につきましては二百二十三億四千万円で、前年度当初予算額に対し一〇・八％となっております。

一般行政経費等の主な内容は、自由貿易地域の拡充強化に関する調査費や駐留軍用地跡地利用対策関連経費のほか、不発弾等の処理、対馬丸遭難

学童遺族給付経費等、いわゆる沖縄の戦後処理問題の解決を図るために必要な経費、沖縄振興開発金融公庫に対する補給金等経費、沖縄コミュニティアイランド事業費及び沖縄振興開発計画推進調査費等であります。

また、沖縄振興開発金融公庫の平成九年度における事業計画は二千二百二十一億円で、前年度当初計画額に対し一〇・一・七％を予定しております。

以上をもちまして、平成九年度沖縄開発庁予算の概要の説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(橋本昌幸) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○板垣正君 沖縄の基地問題についてまず触れたいと思いますが、委嘱審査であります、それぞれ沖縄の問題、北方問題についてもぜひお尋ねいたします。

沖縄の振興開発は極めて重要であります。ただいま御説明いただいた予算の中でもいろいろな新規事業も盛り込まれて、精いっぱい御努力の跡が出ていますと思うのでございます。その中でも特に人材育成というところで、この予算で東京に次いで二番目となる産業技術教育センター整備事業が計上されております。大変意義のあることと評価いたしております。

このことについて開発庁長官はどのような期待を含め、ある程度具体的な内容についてお話しただければと思います。

○政府委員(牧隆壽君) 沖縄の振興開発を図る上におきまして、人材の育成は、御指摘のとおり大変重要でございます。とりわけ、今後の高度な科学技術に対応した、また沖縄県が提唱しておりますような振興策を進めていく上において、これを担うべき人材を育成することは大変重要なことだと認識しております。

御指摘の産業技術教育センターであります。沖

縄県におきましても、工業、農業、水産等いわゆる職業教育を行う学科を持った学校が多々あるわけでございますが、そこらにつきまして、一つの学校単位で備えることが困難な教育機器につきまして共通してそろえて備えまして、高度な教育をしていきたいということでございます。近年の急速な技術革新等に対応した教員の研修及び生徒の実習、課題研究等の実施が可能となり、ひいては、教員の資質向上、生徒の創造性の育成、高度技術への対応等が図られ、今後における沖縄県の産業を担う人材の育成を図る観点からも大きく期待されているところであります。

平成九年度は、建物、施設の建設及び特別装置のうち、そういうものを整備することとしたしております。

○板垣正君 この理想が生かされるようにぜひお願いをいたします。

次に、北方領土の関連でございます。

いわゆるビザなし交流が大きな成果を上げてきていることは事実であります。かつ、来年度からは、医療、農業、教育各分野の専門家もこれに含めて北方四島に派遣する計画ということを受けております。これと従来のビザなし交流、こうした専門家派遣ということとは、広い意味における経済協力と申しますか開発協力と申しますか、そういう意味合いについてどういうふうに理解すればいいのかが、同時に、いわゆる共同開発というふうな問題が出てきておりますけれども、この問題について、当局として基本的にどういう立場に立っておられるか。

この点について簡明にお答えいただきたい。

○説明員(川口雄君) 先生お尋ねの北方四島との交流でございます。

現在、御承知のとおり、平成四年度から人的交流ということでやっておりますけれども、昨年十一月の日外相会談におきまして、四島交流の枠組みの拡大につきまして基本的に合意されております。その内容につきましては、引き続き協議し

ていくということになっております。この協議を見守りながら、今後とも事業の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

先生が御指摘の共同経済活動ということでございますけれども、これは外交交渉においてやっております。ロシア側からは具体的な提案がまだないということで、外務省の方は具体的な提案があつてから考えるという立場というふうに何っております。

○板垣正君 北方領土問題は残された最大の懸案であります。今後、さらに精力的に取り組んでいただきたいと思います。

時間ありませんので、基地の問題に入りたいと思ひます。

沖縄基地をめぐる取用委員会の問題がぎりぎりのところに来ておる。取用委員会が審理されておりますけれども、私は、やはり国益を踏まえ、しかるべき法律を定めて整々と解決しなければならぬ、まさに命運をかけた大きな問題だと思ひうなわけであります。そういう中において、いろいろな議論の中で緊急使用をやるべきだ、こういうようなことも論議されているわけであります。

この際、施設庁長官に伺いたい。

この緊急使用については、一部報道によりまして、現地の取用委員会から国に対して、つまり現地の防衛施設局に対しても、これは事実上時間的にできない、こういうふうに通達もあったというふうな報道もございまして、この際、施設庁長官として、緊急使用は言うべくして事実上できない、五月十四日には間に合わない、この点を明確に言っていたいただきたい。どうでしょうか。

○政府委員(諸富増夫君) お答えします。

きょうでございますが、第三回の公開審理が開かれる予定になっております。その審理状況を見ながら、私も一日も早く使用権限が五月十四日までには得られるように、現在、取用委員会の方に祈るような気持ちでお願いしておるところでございます。

一方、先生が今御指摘の緊急使用の問題でござ

います、こういう本裁決が整々と行われておる状況下で緊急使用を出すことについては、私どもは現段階では考えておらないところでござい

ます。ちなみ申し上げます、昨年私どもが楚辺通信所の件で緊急使用を出しましたときには、四十三日間かかった経緯がござい

ます。それで、緊急使用というのは、仮に私どもが出したといたした場合に、緊急使用の許可が仮に出たとした場合に、この許可書を各地主さん方三千人に送達が全部終わってから初めて効力を発揮するという性格のものでござい

ます。したがって、通常の例からいいますと、私どもこの許可書の送達を、取用委員会が三千人に対して手続を全部おとりになって、それが受け取りを拒否されて返却されてまいります。そういうことがござい

ます。この公示送達二十日間という期間を経て初めて緊急使用が仮に認められたとして効力を発揮する、こういう前提を考えますと、きょう現在、本裁決と並行して仮にそういうことをやっ

たとしても、むしろ本裁決の裁決が出る方がちょうど同じような感じになってまいります。とい

いますのは、本裁決の場合も、この裁決が終りまして、取用委員会の方でこういう同じような手続をおとりになって、それで本裁決の場合には補償金の支払いというのがそれに加わります。したがって、現段階で、過去の例、あるいはいろんな観点から想定いたしますと、大体約一・五カ月かかるというふうに見積もられてお

ります。したがって、きょう現在、緊急使用を出したとして、そういう過去の四十三日かかったというのが仮に相当短縮されたとしたとしても、本裁決と大体同じような期間を要するとい

うふうに考えているところでござい

ます。いづれにいたしましても、私どももきょう現在、残された期間は非常に厳しゅうござい

も、極めて重要なかなめの位置をなしている戦略的な要衝であるということは否定ができません、こういう立場に立って、外務省はもう少し展望に立った見解を述べるべきではないですか。

○政府委員(折田正樹君) 委員御指摘のように、アメリカの議会の一部で、アジアにおきます米軍の十万人体制を維持するというものについての決議案を出そうという動きがあるというのはそのとおりでございます。それから、委員いろいろエネルギーの問題、シーレーンの問題等々をおっしゃいました。国際情勢はいろいろ不確実性、不確実性を有しているということを十分念頭に置きながら、また、ただそれだけではなくて、いろいろなさまざまな外交努力をしながら、日本としての役割も果たしながら外交を続けているわけでございますが、日米安保条約、それからアメリカがほかの国と結んでおりますさまざまな取り決めに基づきまして、アメリカがアジア・太平洋地域にプレゼンスを維持しているということがこの地域の平和と安定の観点から果たしている役割というのは否定できないことだろうというふうに思います。

私どももいたしましては、国際情勢はいろいろ変動はし得るわけでございますけれども、米側また諸外国と密接な協議をしながら、さまざまな状況に対応できるようなことで臨んでいきたいと考えているところでございます。

○板垣正君 終わります。

○榎本潤一君 平成会の榎本でございます。

今回、最初に北方問題に関して伺いさせていたきたいと思います。

北方対策本部に必要な経費として十億八千七百四十万円。総務庁長官は、領土問題に関しては、国民世論の一層の高揚を図るため、特に青少年の方々の意識の喚起に重点を置く必要があるというふうに述べておられます。北方問題というのは、基本的には北方領土返還ということが最重要課題だろうと思います。そうしますと、戦後五十年たつていまだ領土解決のめどが立たないこの現状

認識と、沖縄等々で基地問題がありますけれども、解決方策を具体的にどういうふうな考えでおられるか、基本認識をお伺いしたいと思います。○国務大臣(武藤嘉文君) 率直に申し上げまして、沖縄問題というのは、沖縄の皆様方にとってもまた日本の国にとっても本当に大変大切な問題でございますが、今は、対米関係はいろいろございますけれども、これは国内の問題だと私は思います。

北方領土問題というのは、正直、沖縄とは違って、戦後旧ソ連軍が不法に入ってきて占拠したままの状態であるわけでございまして、国際的に見ても大変ふさわしくない状態が続いていると私は思います。その辺のところの認識というものが、五十年たつてしまっていますと割合国民の中で風化してきている嫌いがあるのではなからうか。今ロシアになりましたけれども、確かに日本と両国間の関係は最終的な平和条約が締結されていないわけでございまして、そういう面からいけば、両国間の関係は依然として完全に正常になったとは言えない面があると思うのでございましてけれども、日ソ共同宣言からずっと今日までこういうような形で来ているわけでございます。

しかし、日本としては、歴史的に見ても明らかに日本の固有の領土であり、そして今申し上げましたように、戦後になって旧ソ連軍が入ってきたところが依然として日本の施政権が及ばないというところは私は大変残念なことだと思えます。

こういうようなことを考えますと、本当に風化したと言っている過ぎかもしれませんけれども、だんだん何か運動が、かつての運動と比べると激しきというか、熱烈なものが多少減少してきているんじゃないか。それはやっぱり一つは、国民運動をおやりいただいたことが、中心になった方々にだんだんお年を召した方が非常に多くなったというところが私は現実にあると思います。

また、戦後五十年もたちますと、全く戦前のことを知らない人が多くなつたわけでございます。特に青少年の中でそういうことを考えると

きには、これから青少年の皆さんにこの問題を正しくお伝えし、そして青少年の皆さんの方からもっと積極的な返還運動というものが盛り上がるようなことが必要ではないかというのを考えまして、今回は特に青少年問題を中心にしながらより国民運動を盛り上げていくということで努力していきたい、予算を見ていただいても、そういうような考え方から私はつくつたつもりでございます。

○榎本潤一君 青少年に対する啓蒙活動とうかがいますけれども、啓蒙活動が長年ずっと続いて、五十年の風化だという話でございまして。領土を返還する、具体的にそれができる行動プログラム、沖縄等々でも行っておりましてはなからうか。ある意味では啓蒙活動、情報公開というのは今の大きな課題ではありますけれども、返還そのものの具体的な行動に関しては啓蒙活動以上に何か考えておられないかというのを伺いたいと思います。

というのは、地元ではかなりホットに過熱しておるわけですが、それが戦後五十年を契機に、沖縄基地の問題も外交問題を含んでおりますから難しいといえ、具体的な何ら解決策はないのかというところが一番大きな課題だろうと思えます。その点についても伺いたいと思います。

○国務大臣(武藤嘉文君) 率直に申し上げて、これは私の方の所管ではなかなか難しい問題でございます。やっぱり外交案件になるわけでございまして、私は外務省も大変いろいろの問題を抱えて忙しいことはわかっておりますけれども、外務省自身も北方領土問題に対するというか、これによって日ロ関係の正常化を図るんだ、そして平和条約を一日も早く締結して本当に正常な姿に戻していくんだ、北方領土を返還してもやっぱりかつての時代と比べれば、正直、冷めてきていることは事実だろうと思えます。これは大変遺憾なことでございます。ぜひ外務省にもう一度改めて、戦

後五十年たつたわけでございまして、粘り強くだけではなくて、もう少し強くこの問題に取り組んでいただいたいという気持ちを私は強く持っております。

正直、私自身が、おとしでございまして、ガイダルがロシアの選挙という政党を結成するときに招待をされて、参りました。ガイダル自身も相当北方領土問題を理解しているロシアにおける指導者の一人だと見て、私はおつき合いをしておるわけでございます。

そのときに、この間の大統領選挙に立候補いたしました、名前は申し上げられませんが、得票率のあった有力な、相当のシェアをとった、得票率のあった候補者とも幸いお目にかかることができました。その方は明らかに、これはロシアの方が間違っているんだ、一日も早く日本に返すのは当たり前だ。こういうことをはっきり明言してくるロシアの政治の世界の指導者というわけでございます。それから、私としては、そういうことを踏まえて、外交関係の中で、外交交渉の中でもっと積極的に取り組んでいけばもう少し何か明るさが出てくるのではないかとこのことを率直に感じております。

○榎本潤一君 そういう外交問題、本件の中で総務庁長官は啓蒙活動に多々取り組まれておりますけれども、柱は返還問題であるというところに重点を置いて今後取り組んでいただければと思います。

続きまして、沖縄の問題をお伺いさせていただきます。沖縄でF.T.Zが自由貿易地域ということで継続されておりますけれども、平成九年度予算でも自由貿易地域の拡充強化に関する調査費四千二百万円が新たに計上されております。これは、現地にいきまして、このF.T.Zに乗った企業の半数はもう赤字で退出しているわけでございまして、沖縄開発庁の嘉手川総務局長ですか、十八日の本委員会、できるだけ早期に結論を出すというお答えをいただいておりますが、できるだけ早

期というものの時期を明確に言っていただけでは
と思います。

○政府委員(嘉手川勇君) たいま委員御指摘の
点についてでございますが、現在、沖縄の那覇市
に設置されております自由貿易地域那覇地区の現
状について、私どもの認識は、先生が今お述べに
なったところと全く同じでございます。

この自由貿易地域につきましては、沖縄県、沖縄
県の経済団体等から、税制、関税面を中心とした
特別措置の導入、指定地域の拡大等による拡充強
化が要望されております。

ただいま委員御指摘のとおり、平成九年度にお
いて、自由貿易地域についての拡充強化に関する
調査を行うこととしておりますが、その内容とい
まして、沖縄の経済や貿易の取引の現状等を
分析しながら、沖縄の産業、貿易振興のため、沖
縄に展開いたします自由貿易地域のあり方、その
ために必要な機能等について、海外のFTZの実
例の分析も踏まえ調査、検討いたしたい、このよ
うに考えているところでございます。

そこで、予算成立後でございますが、速やかに
調査を実施してまいりたいというところは先般申し
上げたとおりでございますが、実はこの予算の中
には委託調査費が含まれておりまして、調査委託
先の選定等所要の準備が必要でございます。また、
海外のFTZの実例調査も必要でございます。ま
た、現時点でいつまでにということも具体的に
申し上げることはできませんけれども、調査の過
程で沖縄県とも十分な連絡をとって、できるだけ
速やかに調査を行い、その結論を出したい、この
ように考えております。また、その過程において
沖縄県とも十分に相談してまいりたい、このよう
に考えているところでございます。

○福本潤一君 沖縄基地問題で、その解決が最優
先課題ではあるながら、振興策ということで長年
の不幸な状況を解消する対策として出てきてお
るわけでございますし、地元では、貿易特区地域
ということで一國二制度も含めて考えるぐらいの
意気込みでFTZを期待しておりますので、でき

るだけ早期にこの対応をしていただければと思
います。

続きまして、今回の沖縄開発庁の予算を見ます
と、開発事業費三千五百十三億円のうち公共事業開
係が二千八百六十五億円とかなり多額の割合を占
めておられるわけでございます。

沖縄はもとより雨期、洪水期には大変な思いも
しますが、同時に洪水期に洪水被害もかなり長
期にわたってこうむっておられます。沖縄の水の
現状といえますか、各家庭すべてに雨水貯水槽が
あるぐらいの深刻な状況です、本土の洪水と比
べてみてもはるかに深刻な状況だと私も思う
わけです。アメリカが駐留していた時期に、その
政策に基づいて農業用水すら水道用水から使った
りするようなところもありました、水田農業とは
違いますが、現実には洪水対策上かなりのダ
ムを北部につくっておるようでございます。

そのダムは何年度を対象に計画して、将来例え
ば何年に一回は洪水になっても仕方がないとい
う上での計画なのか、水対策の現状を具体的に教
えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(稲垣実男君) 先生御指摘のとおり、
水資源開発というものは沖縄にとっては死活問題
だと言われるぐらいであります、県民の生活の
安定と産業の振興を図る上におきましては最重要
な課題でございます。また、人口の増加や生活水
準の向上、リゾート開発等に伴いまして今後とも
水需要は増大していくだろう、こういうふうに見
ておりますし、ダムの開発、河川水や地下水の開
発、海水の淡水化等、多角的な面におきまして水
資源の開発を引き続き積極的に促進する必要がある
と考えております。

そこで、本島におきましては、都市用水ダムと
しては、御承知だと思ひますが、北部の五つのダ
ム、漢那ダム、倉敷ダムを完成させました。ま
た、大規模海水淡水化施設につきましても完成し
ております。この三月二十五日から全面供用の体
制がとられておるのであります。また現在、羽地
ダムとか億首ダム、大保ダム及び西系列の幹線導

水施設等を建設中でございます。これらの建設促
進を図る上におきましても、本島南部における農
業用地下ダムにもこれまた着手しておるのであり
ます。さらに、離島においてもダムの建設、農業
用水源の開発、海水の淡水化等の需要に即した水
資源の開発を進めているところでございます。

そして、平成八年度末の一日当たりの供給量
は、都市用水のダム水源については三十九万トン
でありまして、国のダムとしては三十万トン、県
のダムとして九万トン、海水淡水化施設は四万ト
ンとなっております。とりわけ都市用水のダム水
源につきましては、復帰当時といたしましては一
日当たり五万トンでございましたが、現在ではそ
の約八倍でございます、水の確保の安定性は大
きく向上しております。なお、本島におきまして
は、幸いにも平成六年度以降給水制限はございま
せん。

そういうようなことで、現在の計画が順調に進
んでおると申し上げてもいいだろうと思ひます。
今後とも、水の安定供給のためにこれらの多様な
水資源の開発に積極的に取り組んでまいりる所存で
あります。

○福本潤一君 平成六年以後洪水がたまたまなく
て済んでいるということでございますが、農業用
水、工業用水、都市用水の比率も本土とは全然違
いますし、むしろアメリカのロサンゼルスという
な上水に偏った使い方をせざるを得ないというこ
ろでございます。その中で、先ほど日量四万ト
ンを海水淡水化装置でやっておられると。これは
もう全部稼働しておられるんでしょうか。この
点、具体的に伺いたいと思ひます。

○政府委員(牧隆壽君) 沖縄の水問題は、御指摘
のとおり、復帰当時は例年洪水でございまして、
現在は、大臣がお答え申し上げましたように平成
六年度以降ございせんが、何とか多様な水資源
の開発によりまして安定的な給水をしたという
願ひのもとに、今御質問がございました海水淡水
化施設、陸水だけに頼っているわけにいかないと
いうことで平成五年度から建設を進めました。そ

れで、ちょうど平成八年度、ことし三月でござ
います、完成したばかりでございます、四万ト
ンをフルに供給していただいております。

○福本潤一君 現在の時点で水量としては何とか
整合性ができているということだと思ひます。特
に沖縄は、離島も含めてですが、炭酸カルシウム
といいますが、サンゴの土壌で割と硬度が高いと
いうことでございまして、例えば硬度を低減化す
るセンターなりが現実に行進しておるのか、それ
とも今後の課題なのか、具体的に伺いたいと思
ひます。

○政府委員(牧隆壽君) 沖縄の水、特に沖縄は、
御存じのとおり地下はほとんどの地域が琉球石灰
岩でできております。とりわけ宮古につきまして
は全量地下水に頼っておりますので、カルシウ
ム、マグネシウム等の硬度が、通常おしい水の
基準とされている三倍あると聞いております。今
年度予算でお願いしておりますが、九年度、十年
度の二年度におきまして、十二億余をかけまして
硬度低減化装置を宮古島に備えつけるといふ事業
をお願いしております。このことによりまして硬
度を三分の一に下げることが期待されてお
ります。現在においても健康被害はもたらさない
わけでございますが、ただ、味がまずいとか、石
けんの泡立ちがよくないとか、ボイラー等の管内
にスケールがたまるといった問題がございま
して、これの平成十年度完成の晩には、給水人口四
万七千人ほどでございますけれども、そういう意
味の高品質の水を宮古島の方々に供給できるん
じやないかと期待しております。

○福本潤一君 そういう硬度に対する水質の問題
に關しての対応を今後にもさらに積極的に進めて
いただければと思ひます。

沖縄の場合は、北部でダムが七ダムできまし
て、南部の方はその受益地ということになりま
すと、本土と同じように、水源地域と南北問題と
して起こっているような形がありますけれども、
その水源地域の振興策は具体的に今回の予算では
どういうふうにか考へられておるか、お伺いしたい

と思ひます。

○國務大臣(稲垣実男君) 北部圏は重要な水源地域でございますし、また豊かな自然環境を有するものの、中南部に比べますと人口、諸機能の集積に相対的な立ちおくれが見えております。県土の均衡ある発展のためにも、北部圏の振興開発を一層推進する必要があると認識しておりますのであります。そのために、第三次沖縄振興開発計画におきましては、北部圏について、地域特性を生かした農林水産業の振興や観光リゾート地の整備を図るとともに、交通通信体系や生活環境施設の整備、国土保全等に努めることといたしております。総合的な振興開発の方向を示しております。

また、去る三月二十五日の沖縄振興開発審議会におきまして取りまとめられました三次振計後期展望におきましても、北部圏については、中南部圏との適切な機能分担と連携に留意するとともに、豊かな自然環境を保全しつつ振興開発を進めることとしておるのであります。今後とも関係省庁や沖縄県と連携しつつ北部圏の振興開発を一層進めたいと思ひ存じております。

○稲垣実男君 沖縄の基地問題と同様、北部の水没地域、水没農家等々を含めて手厚い対応をしていただければと思ひまして、この問題を取り上げさせていただきます。

以上で終わりたいと思ひます。

○照屋寛徳君 稲垣長官初め開発庁の皆さん、平成九年度予算編成に当たりまして、沖縄の振興開発に欠かせない所要の予算を確保、編成していただきまして、心から敬意を表するものでござい

ます。先ほど、長官から予算についての御説明をちょうだいいたしました。県選出の国会議員として、委員の先生方にもぜひ御理解を賜りたいというのを冒頭申し上げたいと思ひます。

きょうは運輸省からおられますでしょうか。先に沖縄のバス事業、公共交通事業について質問させていただきます。御承知のように、沖縄本島には、琉球バス、沖

縄バス、那覇交通、東陽バスと路線バスとしては四社、中部地域に観光専門の中部観光バスというのがあります。それから宮古、八重山の離島にバスがあるわけでございます。いずれのバス企業も非常に経営状態が悪化いたしております。琉球バスに至っては、事実上の倒産状態でございます。現在、那覇地裁に会社整理の申し立てをしておるさなかにございます。

バス企業の経営悪化の原因は、鉄軌道がない沖縄でどんどんモータリゼーションが進行していく、あるいは余りにも競合路線が多過ぎる、あるいはそもそもそれぞれの個別企業の経営体質というか経営基盤が非常に脆弱であるという要因が上げられるだろうと思ひます。

運輸省、沖縄におけるバス企業、バス事業の現状についてどのような御認識をしておられるでしょうか。

○説明員(梶原景博君) 沖縄におけるバスの現状でございますけれども、先生今お話しのとおりでございます。沖縄県は県内に鉄道がございせんが、路線バスは唯一の大量の公共交通機関として、通勤通学を初めとしたしまして、県民の身近な足として大変重要な役割を担ってございまして、と認識いたしております。

しかしながら、近年、沖縄におきましてもマイカーの増加とか慢性的な交通渋滞もございまして、バスの定時的な運行がなかなか難しいというようなこともあって、輸送人員は年々減少し、特に沖縄本島のバス事業者四社の経営状況は大変厳しいものがあるというふうに存じております。また、先生も御指摘でございますけれども、経営状況が厳しいことの要因の一つに、バス事業者四社の路線が競合いたしております、なかなか効率的な運営が行われていないという問題がござい

ます。このため、私も、バス事業者に対しまして、路線の共同運行による効率化を指導してきております。この結果、昨年四月より一部路線、これは糸満線と読谷線でございますけれども、共同運行が実施されてきております。

今後ともこの方向で事業の改善を図っていききたいというふうに存じておるところでございます。今後とも地元自治体等と協力しながら、さまざまな効率化の施策、またサービスの改善、さらにはバスの走行環境の改善等を推進いたしまして、路線バスの維持を図ってまいります。

○照屋寛徳君 御案内のように、戦前は沖縄にも鉄道が走っておりまして、那覇一与那原間、それから那覇一嘉手納間に軽便鉄道が走っておったのであります。あの戦争でなくなりました。戦後は唯一沖縄だけが国鉄の恩恵を一切受けなかったのでございます。一方で、本土にあるような都営鉄道あるいは県営バスなどもなかった。沖縄の公共交通はすべて民間のバス企業が支えてきたのでござい

ます。通勤通学はもとより、社会的弱者の立場、県民の足、あるいは県民の経済を支えてきたと言っても私は言い過ぎではないだろう、こういうふうに思っております。

戦後、沖縄の公共交通の面でバス企業が果たしてきた役割というのを運輸省はどういうふうに評価しておられますか。

○説明員(梶原景博君) 先生御指摘のとおり、先ほど御説明いたしましたけれども、沖縄本島にはかつては鉄道がございましたが現在は鉄道がないということ、また公共的な輸送がすべて民間のバス事業者によって行われているということ、これら民間のバス事業者が県民の足、特に自分足を持っていない交通弱者等の足として大変大きな役割を果たしてきているというふうに認識いたしておるわけでございます。

そういう中で、沖縄のマイカーの増加等に対応して慢性的な交通渋滞も発生しているということで、バス事業者だけでなく公共的な輸送が支えられないということで、沖縄県の方でモノレールの構想が出て、それが現在進められているというふうに理解いたしております。

○照屋寛徳君 開発庁長官もおいででございます。開発庁長官の御努力などもございまして、モノレールがいよいよ着工されました。早期の完成

を願うものでございます。

さて、運輸省、このモノレール導入に伴って、県内のバス路線の再編が必至だと思われま

す。一方、また、主として那覇交通になります。市内を主な路線にしております。バス企業にとつては、モノレール導入というのは経営的にも非常に痛手でございます。そういう意味で、モノレール導入に伴う沖縄県内のバス企業に対する制度資金などの助成も必要になってくるだろうと思ひ

ます。ある面では、私は、国鉄の恩恵を戦後一切受けでなかった、そういう沖縄の実情からすれば、この際、やはり三百億ぐらいの長期低利融資をバス会社によって、バス企業の健全化、そして県民の足を確保する新しい交通体系を整備していく、こういう国の施策が必要になってくるのではない

かと思ひます。今、指摘を申し上げましたバス路線の再編や国の公的支援、制度的な資金援助、あるいはまた新しい交通体系の整備のあり方について、運輸省のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○説明員(梶原景博君) モノレールにつきましては平成十五年の開業を目指して現在整備が進められておりますけれども、御指摘のとおり、開業の際にはバス事業に大きな影響を生ずるものと見込んでおります。このため、モノレールの建設に

関して、平成六年に県及び那覇市とバス事業者四社が協定を締結しております。この中で、バス路線の再編につきましては、開業の二年前を目途に実施案を策定するという事になってござい

ます。また、その再編の内容でございますけれども、モノレールとバスが利用者の利便性を確保しつつ共存するというところで合理的機能分担を図る観点から、市外に行くバスとモノレールを幹線交通、また市内のバスを幹線を補完する支線として形成することを基本とするということになってござい

健全運営、健全経営も当然求められるわけでありますが、開発庁長官として、御決意というか御方針みたいなものをお聞かせいただければ大変ありがたいなと思います。

○国務大臣(稲垣実男君) 沖縄におきます足の確保、いわゆる軌道のない地域でございますだけ

ところで、その後、開発庁の職員からいろいろ御指導いただきました。私は、酒税の軽減にとどまらず、沖縄の地場産業、伝統産業である泡盛産業を今後振興していく上で何といつても原料輸入米をもっと安くしていく、こういう措置を図らなければならぬだろうと思うのであります。これまた食糧庁が直接の担当のようでございますが、問題は、新食糧法による輸入主食米と同じような扱ひが輸入原料米、泡盛の原料米についても措置されておる。そういう状況にあるようでございますが、本来なら、タイの国から一トン当たり五万六千円ぐらいで自由市場で取引が可能なものにもかかわらず、今これが倍以上の値段で買わざる

したがって、現行の法体系のもとでは直接ということはなかなか難しいと思いますが、できる限りの価格引き下げをいただくように、食糧庁、その他関係省庁にも要請を続けてまいりたいと思つてゐる次第でございます。聞くところによりますと、食糧庁では四月に結論が出るのではないかと思いますが、全力投球をして、先生の御趣旨に沿うように努力してまいることをお誓ひいたします。

発言そのものの中身についての誤解を招くというのは、例えて申し上げますと、先生が今おっしゃいましたいわゆる借地借家法云々というような発言がございしますが、昨年の楚辺通信所の例は確かにそのとおりでございしますが、今回、駐留軍用地特別措置法に基づきまして私どもが裁決申請をお願いしている土地は、駐留軍用地特措法に基づいて従来から強制的に使用が認められておるところでございまして、背景が全然違ふのではないかというような点を申し上げて、そういう点についての事実誤認を御本人もお認めいただいたというようなことでございます。

○照屋寛徳君 終わります。

○前川忠夫君 きょうは、前回の委員会に引き続いて、沖縄の振興策について伺いたいと思います。

つい先ごろ、第三次沖縄振興開発計画の後期展望という審議会からの報告書が出まして、私も、隔々というところまで行っておりませんが内容を一読させていただきました。

そこで、当初の計画と現状についての比較でいろいろと数字を挙げているところを拝見しておりまして、前回の委員会でもいろいろお聞きしたわけですが、特に雇用の問題という点では、現在の沖縄県における就業者の動向がどうなっているのか、あるいは所得がどうなっているのか、あるいは県内における総生産がどうなっているのか、そんな点を見ておりましたら、計画当初の数字、平成二年との比較であります。五年たった今日においてむしろ就業者数は減っているんです。それから、県民所得ですが、計画当初は二百萬の収入が平成十三年には三百四十萬ということですから、約五割強上がるといふ見通しだったものが、この五年間でわずか二百二十萬。ですから、十二萬円しか実は上がっていない。さらに、県内総生産につきましても、四兆円を超す規模の構想があったのに対して、二兆八千億円がわずか三兆二千億円弱にしかふえていない。

これは一体どういふことなんでしょう。さまざまな手だてはこの間もやってきていたはずであります。しかるに、こういう数字しか出ていない。私は数字がすべてだとは申し上げませんが、これからの後期展望を明らかにして具体化していくに当たって、これまでの反省といいますか、そういうものを明確にしておきませんか、これからの計画そのものも絵にかいたもちというふうな受け取られかねないので、この辺、これまでの反省といえますか評価、その上に立ってどうするんだという意味で、現在の開発庁としての考え方、見方がありましたら、ごく簡単に結構ですが、御指摘いただきたいと思ひます。

○国務大臣(稲垣実男君) 今、委員御指摘のとおりでございますが、本土復帰して以来、三次にわたります振興開発計画に基づきまして沖縄の振興開発のために諸施策が講じられて、沖縄の経済体制は総体として発展してまいりました。しかし、今御指摘のように、生活産業基盤の面でなお整備を要するものが多いし、産業振興や雇用の問題など解決しなきゃならぬ、御指摘の点などの課題が多々ございます。

三次振計は平成九年度から計画期間の後半を迎えていることから、計画期間の後半の施策展開の方向性について明確にするために、去る三月二十五日の沖縄振興開発審議会において三次振計の後期展望が取りまとめられたところでございます。

その主な内容としていたしまして、ちよつと申し上げますと、三次振計策定後の社会経済情勢の変化と沖縄への影響をいたしまして、グローバルゼーションの進展ということ、環境への認識の高まり、あるいは高齢化時代や高度情報化時代の到来等について指摘しております。

三次振計後半の施策展開の方向づけをいたしましては、経済社会の変化に対応し、地域特性を生かした特色ある産業の振興を図ること、国際性豊かな県民性や地域特性を生かし、我が国の南の国際交流拠点の形成を推進すること、これらを推進する上で基盤となり、自立の発展を支える社会資本の整備を推進していくこと、沖縄の豊かで多様な自然環境の保全、継承など環境に配慮すること、離島及び圏域につきましては、その特性を生かしつつ、交通情報通信体系等の整備や産業の振興、県内外の交流を促進していくこと、米軍施設・区域の整理、統合、縮小と返還跡地の有効利用を進めることが指摘されております。また、沖縄県の策定した国際都市形成構想につきましても、構想の具体化の状況を見ながら、引き続き国として必要な支援を行っていく必要があると指摘しておるのでございます。

今後、これを踏まえまして、計画の目標達成のために一層努力してまいらる所存でございます。

○前川忠夫君 御案内のように、昨年、あるいは一昨年から言った方がいいでしょうか、政府全体としても沖縄問題というのは非常に大きな政治課題になりまして、政府を挙げて、沖縄政策協議会が設けられて議論が今始まっています。十のプロジェクトですか。それから、昨年の段階で、各市町村の方も入っていたんだ、慶応大学の島田先生が座長になられた沖縄問題懇談会でしたか。それから、今の振興計画ですね。計画はたくさんあるんです。計画はたくさんあるんだけれども、一体どれだけ物になっているのかという思いが、やっぱり沖縄の人たちにあるんじゃないかと思うんです。

前回の委員会でも議論がありましたが、例えば規制緩和計画についても、プロジェクトの中で今議論されているというのは前回お聞きしました。が、やっぱり十の計画よりも一つの実行なんですね。一つ一つ確実にやっていただきたい。今、三次振計の後期展望につきましても、たしか政策協議会の中の第一プロジェクトでこれらについて全体の整合性を見ながら議論されているというのは承知しているところなんです。開発庁として、この計画の後期展望というものを今申し上げたプロジェクトの中でこれからどういう形で生かしていくのか、この辺についての基本的なスタンスがないと、ただいっばい店だけは広げられども広がりが過ぎちゃつてと、こういうことになりかねないんです。

結果的に、平成十三年の計画の最終年度になってみたら、だめでした。これでは実は困るので、その辺の決意も含めて開発庁のお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。○国務大臣(稲垣実男君) 今御指摘のとおりでございますが、計画期間の後半の施策展開に当たりましては、より具体化を進めていかなきゃなりません。沖縄政策協議会における沖縄振興策の検討の動きに十分留意する必要があるとされております。

プロジェクトチームの検討プロジェクトである自由貿易地域の拡充強化については既に調査、検討をするのと記述されておりますし、このプロジェクト推進のための問題が予算四千二百萬円計上して、着々と具体化へ進んでおるところでございます。それから、第十プロジェクトチームの検討プロジェクトであります国立の組踊り劇場について、組踊り等の伝統芸能の保存、継承に必要な劇場の設立について検討すると記述しておりますが、これも既に走っておるわけでございまして、文部省でも十分検討されてもう実行に移る状況でございます。

政策協議会において、現時点において可能な限りの検討状況等の整合性の確保に努めているものと承知しております。今後、沖縄政策協議会等における検討、後期展望に係る条件に大きな影響を与えるようないろいろなふくそうしたものがより具体化へ行くような状況におきましては、沖縄振興開発審議会においてさらに適切に対応していくこととしておるのでございます。

いずれにいたしましても、開発庁としては、この後期展望を踏まえまして、計画の目標達成に全力投球してまいらる覚悟でございます。

○委員長(橋本昌昌君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠として依田智治君が選任されました。

○前川忠夫君 せんだったの法案審議の際に調査室の方からいただいた資料を見ておりまして、特に沖縄の社会資本といふのがインフラについては、二十五年前の復帰当時に比べれば数字の上ではかなり改善されたというふうに、私も見ておりまして感じたんです。

こういう言い方をすると大変不遜な言い方なので沖縄の人にしかられるかもしれませんが、沖縄というああいう条件だからなのかもしれませんが、例えば沖縄本島だけを見てみましても、かな

りの市町村があるんですね。例えば那覇からずっと北上していきますと、ほんのわずかな距離でもう次の町になっている。あれ、いつの間にかというくらいに町村の数が多いんです。

私がちよつと心配していますのは、例えば県や国全体でやる社会資本についてはいいんですけれども、市町村単位でやらなければならぬもの、これは箱物行政と言つてはいいかもしないけれども、こういう部分についてむだがないだろうか、あるいは、そういうものについては例えば広域的な行政の中でお互いにカバールをしようとかということが必要なんじゃないかというふうな感じが一つはするということ。これは私の印象です。

それと、実際に沖縄の方へ行っている話をしておきますと、もつと小さい問題で何とかしてくれ、例えば非常に道が暗い、街灯一本あれば例えばお子さんたちが塾の行き帰りに夜の暗い道を歩かなくても済む。そのことがすぐに事件につながることは私はいませんけれども、そういう小さな問題で意外と未解決の部分というのが多いんです。

ですから、これからの計画の中で、いわゆる見ばえのするものだけではなくて、そういうきめの細かい問題についてもぜひ取り上げられるように、これが、開発庁という沖縄に密着した官庁の一番の役割であり、またいいところだろうと思ひますので、ぜひひとつそういう細かい配慮をやつていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、余り時間もありませんので、一國二制度ということでいろいろ議論ございましたが、税の問題についてちよつとお聞きしたいんです。

私も商工委員会におりまして、電力料金の問題については大変実心を持っておりまして、新しい総括原価方式とかヤードスティック方式で、沖縄電力の問題についても、ああいう状態でやっていたらあの地域で電力料金はかなり高いものにつくんじゃないかと思ひていましたら、意外に本

土の九電力とそう格差がないんです。

よくよくお聞きをしてみましたら、かなり税制上の優遇措置がとられているというふうにお聞きしたんです。具体的な細かい数字は結構です。どんな措置がとられているのか、簡単に結構ですが、お聞かせいただければと思ひます。

○政府委員(嘉手川勇君) 沖縄電力につきましては、事業税、固定資産税、それから法人税などについて減免措置がとられております。

具体的に申し上げますと、事業税につきましては、一般電気事業に対する一・五%というのが一・三%に軽減されております。それから固定資産税につきましても、償却資産に対する固定資産税の課税標準が一般の三分の二に軽減されております。それから法人税につきましても、新増設した場合でございしますが、機械及び装置で百分の三十四、建物等で百分の二十の特別償却が認められております。

○前川忠夫君 振興計画の中でも、社会的な環境づくりと同時に、そこに企業が根づいてもらうという意味では、国際都市構想の中でも幾つかあるんですけれども、新しいあるいは戦略的な産業をこれから定着させるということももちろん大事なんですが、それだけではだめなんです。ですから、今申し上げた、例えば沖縄という地理的な条件をカバールする制度、仕組みというものがもしあれば、沖縄でひとつ仕事をしてみよう、業を起してみようという企業や産業がこれからも出てくる可能性というのは私は十分あり得ると思ひます。

ですから、そういう点をしっかりと政府全体としてもつかんでいただいて、ぜひ今沖縄の方から要望があります規制緩和計画の中に今申し上げたような問題も積極的に取り入れてやっていただきたい、この点をお願いいたしておきたいと思ひます。

そこで、せっかく総務庁長官がお見えでございますので、北方領土問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど長官の御発言の中にもございましたように、実は返還運動で、それぞれの協会の皆さん方を含めて各団体の皆さん方が地道な努力をされておられるということについては、私も折に触れてお聞きする機会がございます。大変な努力をされていることについては、私も敬意を表したいと思ひます。ただ、実際には、領土という問題ですから

の必要な問題ですから、それを側面から支えるというのはいくら大変な努力だとしても私は思ひます。そこで、例えば今ロシア国内の政治状況がああいう状況ですから、そうドラチックにこの問題が解決すると私は思ひません。思ひないんですけれども、何かやはり節目、節目をつくるというんですか、平坂と言つて実際に運動をやっている方からいられるかもしれないんですが、何かごく淡々とこの運動が継続されているというだけでは、相手側を動かす、つまりロシアを動かすインパクトがちよつと薄いんじゃないかと私は思ひます。そういう意味で、特定の個人たちだけの運動になつてしまふという可能性がたつたわけではありませぬ。

ですから、今度の予算の中でも、全国の中学校に対して交流事業や何かの啓発ビデオを配るといふのはこれも一つの運動でしようが、大きな節目をどこか何かの機会にやつて、これをロシアにも伝えて、国内でも全体としての雰囲気盛り上げたいというんですか、そういうきっかけをやつていただくというふうなことが必要なんじゃないかとこれは私の意見として思ひます。また、ビザなし交流や何か積極的に進んでいるんですけれども、これととも、最初のころは割合ニュースになつたんです。それが最近では新聞も余り書いてくれないんです。そんなことあつたという程度になりかねないですね。

ですから、先ほど最初に申し上げたように、何かインパクトを与えられるようなものをぜひ計画すべきではないかと思ひますが、長官の御感想なり御決意があればお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(武蔵文君) ビザなし交流につきましても、毎年やっているものでございしますからニュース性がだんだんなくなつてきて、どうも取り上げられていないのかと思ひますけれども、人数は毎年ふえてきているわけでございします。また正直、私は大変効果が上がつていっていると思ひますのは、北方領土に住んでいる現在のロシアの人たちがビザなし交流で日本へ来て、日本というものの

に対する認識というのが非常に変わつてきた。正しい認識をするようになった、誤解が解けたというところ。それから同時に、北方領土問題というものは、よく考えてみるとどうもやっぱり日本のものかもしれないというふうな、そういう何か北方領土に対する彼らの認識というのが深まつてきているというの、地道な一つの政策かもしれないけれども、そういう面では非常にプラスになつていっているんじゃないかと私は思ひます。

あとは、これはもう外交案件でございまして、たまたま私は外務大臣も経験いたしておりますので率直に感ずるのでございしますけれども、先ほど御答弁申し上げましたが、東京宣言に基づいてやつていっているんだというだけではなくて、今おっしゃるとおり、インパクトというか、もう一つ強い何かがあつてもらへるとありがたいなと。

私は個人的には、先ほど申し上げましたように、ガイタルの政党ができたとき参りましたときに向こうでいろいろ率直に話し合つた中では、例えばシベリアの開発はやっぱりロシアにとつても大きな問題だろうと。これは誤解を受けるといけないので、金で買ったんではないかと。日本は日本として、あのシベリアの開発というのは私は日本にとつても大変プラスになるのではないかと。旧樺太地域は石油あるいは天然ガスが相当出てくる可能性があるというところで、これも日本がある程度参画して今やっておりますけれども、それにも引き続いているシベリアでございしますから、大変資源のあるシベリアが今なお眠つてい

る。あの資源を何らかの形で日本も協力して開発するということなプログラムでも日本がつくって、そして向こうと話し合っていく中で北方領土問題というものを解決していくというののも一つの方法ではないかということも正直、ガイダル氏に招待されて行ったとき、いろいろ話をした中でやっただけでございしますが、日本政府としても一つ何かやらなきゃいけないということは率直に私は思っております。

○前川忠夫君 終わります。

○吉岡吉典君 沖縄の基地問題を考える上でも、その前提となる安保条約と基地問題の基礎的な条約上の取り決めの問題について幾つか交通整理的に取り上げて、外務省の見解をお伺いしたいと思います。

日米安保条約は、第六条で駐留米軍に対して施設・区域の供与を取り決めておりますが、どの施設・区域を供与するかということの一つ一つの問題は、安保条約それ自体には規定されていないというふうな条文ではとれますが、それはそれでよろしいですね。

○政府委員(折田正樹君) 日米安保条約第六条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」ということとで一般的に規定しているわけですが、その六条の後段で、施設及び区域の使用云々は別個の協定で取り決めるということになっております。これを受けて、地位協定第二条一、特に(a)でございしますが、「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。」ということとで、「個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ。」というふうな規定されておまして、個々の施設・区域につきましては、合同委員会において締結される提供合意に基づいて提供されているということとでございします。

○吉岡吉典君 だれが読んでもそうとるしかないと思います。

そこで、まず確かめておきたいことがあるんですよ。要するに、一つ一つの施設・区域の供与というのは、安保条約それ自体にも地位協定にも取り決められていないで、合同委員会を通じての両政府の協定ないし取り決めの締結による、こういうことになっているわけですか。

そこで、最初に確かめておきたいんです。この間公表されましたいわゆる五・一五メモですが、これは沖縄基地に関するこの地位協定に言うところの、第二十五条で言うところの合同委員会で締結した協定ないしは取り決めに当たる文書ですか。そうではなくて、その合同委員会の締結した協定ないしは取り決めのうち、これと別個にまだあるんですか。これをちよつとはつきりしてください。

○政府委員(折田正樹君) いわゆる五・一五メモというのは、施設分科委員会というところで議論した内容が出てくるわけとでございしますが、それを全部ひくくめまして合同委員会合意という形で取り決めてるわけとでございまして、これを全体としてあわせて第二十五条に言う、私が先ほど申し上げました合同委員会の合意であるということとでございします。

○吉岡吉典君 それはわかりました。

沖縄の基地についての合同委員会のこういう協定、取り決めに公表されたわけですから、本土の個々の基地についてのそういう一つ一つの取り決めとこの当然公表されるかと思ひます。いつごろ公表されることになるのかを含めて。

○政府委員(折田正樹君) 具体的に施設・区域を提供したときの合同委員会合意は、それぞれの時点で官報告示等で概要等は既に明らかにしているところとでございしますけれども、従来、合同委員会の合意は日米間で原則非公開とされてきたところとでございします。

実はそれをSACCOのプロセスの中で見直しを

図ろうということで、昨年の三月二十八日に日米間で合意いたしました。それ以降の合同委員会合意については原則として公開するというところで来ているわけとでございします。その際に、それ以前の合同委員会合意についても公表のため一つ一つ協議していこうという話をしておりますので、そういう見直し作業の中で公表ということとを私どもは考えたいというふうな考えであるところとでございしますが、いつ具体的にそれが出るというところまではまだ詰め切っていないし、まだ米側と個別の協議までは始めておりません。

○吉岡吉典君 沖縄の基地についての協定が公表されるぐらいですから、本土の基地はもっと簡単にできるはずだと思ひますので、私はこの機会に一刻も早く公表されることをお願いします。

さて、先ほど読まれた安保条約の取り決めにわかる問題ですが、とりわけ今問題になっている沖縄の十三の基地の問題をめぐって、この提供が安保条約の義務だということが盛んに強調されております。しかし、安保条約に基づく米軍への施設供与というのは、条約それ自体では一つ一つについて義務を課しているのではなく、反対に「使用することを許される」となっていて、日本は許す側、アメリカは日本から許してもらつて、これが安保条約上の基地についての規定だ、私はそういうふうな思ひます。

アメリカは、安保条約に基づいて日本の国内でいろいろな基地を使用させてくれ、そういうことを求める権利はあるけれども、一つ一つの施設については日本はそれを無条件に受け入れなければならぬ義務は全くない、日本側の意思に沿ってそれを許すか許さないかということを決める、そういうのが安保条約の取り決めの中身だと思ひますが、局長いかがですか。

○政府委員(折田正樹君) 安保条約で、おっしゃるのとおり「許される」ということが書いてあるわけとでございしますが、その前提となるのは、日本に施設・区域が置かれることが認められるということとで、日本としては円滑に施設・区域が提供さ

れるようにしなければならぬということになろうかと思ひますが、おっしゃるとおり、個々具体的な施設・区域につきましては、安保条約それから地位協定に基づきまして、合同委員会合意という形で具体的な約束をつくっているわけとでございします。

○吉岡吉典君 私のところへ回ってきた外務省の文書によると、今答弁になったことと同じこととすけれども、こう書かれておりますね。「従って、わが国は施設・区域の提供に関する米側の個々の要求のすべてに應ずる義務を有してはいないことである。」というふうな外務省の内部の文書でも書かれておるわけでありまして、一つ一つの施設・区域、米軍基地の提供というのは、条約上やむを得ない義務でなく、日本が判断して許すか許さないかということを決める。繰り返すようですが、アメリカは使用を許される、そういう関係にあるわけですか。

ところが、それにもかかわらず、義務だ義務だということが盛んに言われているわけですが、どういうわけかこういうことを言われるのか。局長、これは本当は提供したくないけれども安保条約上やむを得ないんだということを言いたいために言っているのか、あるいはそうではないのか。総理初め政府の一連の発言を見ると、積極的に基地は提供しようという姿勢にとれる。

そうだとすると、それは日本の意思、日本の政策判断によつて提供している施設・区域であつて、一つ一つは義務でないという施設の提供の継続ですから、そこら辺、安保条約の義務というのは私は不正確な言い方だと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(折田正樹君) 一つ一つの施設・区域については合同委員会合意で提供しているわけとでございしますが、これは、我が国が安保条約及び地位協定に基づきまして、日本の判断が入るわけとでございしますけれども、日米双方が安保条約の目的達成のために必要と判断した施設・区域の米軍による使用を認めているということとでございします。

米側は、これらの日米間の国際約束に基づき当該土地を引き続き使用しているということをごい

ます。
○吉岡吉典君 今の答弁で明らかになったよう

に、これは安保条約の義務ではなくて、日本政府の判断によって米軍に施設・区域を提供しているのだということだと思えます。

そして、私はつけ加えておきたいのですが、合同委員会が提供を取り決めたその基地について

も、地位協定ではその再検討が取り決められておいて、一たん提供を取り決めたものは未来永劫宿命的に提供し続けなくてはならないということ

ではなく、地位協定二条の第二項で「日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず」というふうになっている。これもお認めになりますか。

○政府委員(折田正樹君) 日本政府の判断ではあります。合同委員会合意という形で合意の上米側に提供したも

のについては日本側の義務になるわけでございます。

今、委員御指摘のように、第二条三項でございますけれども、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければなら

ない」ということ、それから「合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する」という規定があるのは、委員御指摘のとおりでございます。

○吉岡吉典君 今、局長もお認めになりましたように、安保条約上の義務ではない、日本の政策判断を含めた合同委員会の取り決めに基

づく義務であること、これは私も認めます。しかし、その取り決めの再検討することができ

るわけでは、そういう基地の提供をめぐって今沖縄では、県民、地主の了解を得られない基地をどうするかという問題が起

こつてい

るわけでは、私は、安保条約の取り決めがこういうふうになつてい

る以上、今の基地の打開は、十三項目、これを無理やり継

続使用するというのではなく、日本側から、国民の合意が得られないものとして再検討を提起すべきものだ、

そういうふう

に思

います。特に私どもが沖縄における基地問題を考える場合には、本土の場合でも当然そうだけれども、アメリカの世界戦略上の要請、安保上の要請だけではな

く、歴史的な経緯を踏まえた政治判断というのが私はどうしても必要だと思

います。

私は、そういう点で、この前もちょっと沖縄の歴史に絶えず返

らなくちやいかぬということに触れましたけれども、最近日本軍の秘密資料が本になつて

いるのをちよつと手にしましたので読んでみましたら、

こう書いてあるんです。

「敵ガ、アメリカのことですね、沖縄本島ニ上陸スルノハ必至デアリマスガ然シハ我軍ノ思フ壺デ」と

言つてゐるんです。沖縄戦は思つては、こういふことを裏で言

いながら、あの悲惨な沖縄戦といふものが行われた。思

つては、計画的にアメリカ軍を沖縄に寄せ集めたんだと。そして二十数万人の犠牲が出る沖縄戦。それから今まで米軍の基地は続

いてゐるわけでは、

しかも、この本を読んでみ

ましたら、本当に沖縄の歴史といふのは大変だと思つたのは、

こういうことも書かれた資料もあ

ります。沖縄は国体に関する觀念が徹底して

おられない、軍事思想に乏しく、軍人となることを好ま

ない、けしからぬ県民であること、

こういうふうな

のが当時の軍の文書であつて、

ちゃんと出版もされてお

ります。余り高い本ではあり

ません。

こういう歴史、これは要するに、本土決戦に備

え、さらに国体護持のもとで終戦への交渉を有利にしようとい

うために、沖縄にあの決戦を計画

的、作戦的に強制したんですね。そして、

統一的に、

今また安保上の理由で国会では多数で議決して、

今の特措法を継続するといふやうなこ

とでなく、

やはりこの歴史を尊重して、

県民の要

望に沿うとい

ふ決着をつけることが大事だと思

います。

開発庁長官、

こういう歴史を踏まえて基地問題

も対処する

ことが必要だと私は思

います。す

けれども、

長官の御感想を

お願いして、質問を

終わ

ります。

○国務大臣(稲垣実男君) 現在、この問題につ

きましては各方面で最大限の御努力をいた

だいてい

るところと承知して

おりますが、私とし

ても、何とか関係者の御理解と御協力を得

まして、使用期限までに使用権原が得

られることを期待して

いるところでござ

います。

また、駐留軍用地特別措置法の改正につ

いてま

ざまな御意見があることは承知して

おりますが、現段階で法改正などにつ

いて申し上げることは差し控

えておきたいと思

います。

○吉岡吉典君 終わ

ります。

○島袋宗康君 第三次振興開発計画の前半が終

了したところでござ

いますけれども、この進捗状況は今どのようになつて

おるか、ちよつとお伺い

します。

○国務大臣(稲垣実男君) 沖縄が本土復帰して以

来、三次にわた

ります振興開発計画に基づきま

して、沖縄の振興開発のための施策が講

じられてお

ります。沖縄の経済社会は総体として発展して

まいりました。しかし、生活産業基盤の面ではな

お整備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

いわけでは、お整

備を要するものが多

このために、沖縄開発庁におきましては、平成九年度において、自由貿易地域についての沖縄県の要望を踏まえ、沖縄の産業振興、貿易振興のために沖縄に展開いたします自由貿易地域のあり方、そのために必要な機能等について、海外の自由貿易地域の実例の分析を踏まえまして、ただいま調査を行おうとしておるのであります。費用といたしましては四千二百万円を計上しておるのでございます。

沖縄開発庁といたしましては、今後とも関係省庁及び沖縄県と連携をとりながら、自由貿易地域の充実強化というものにつきまして鋭意取り組んでまいり所存です。

○島袋宗康君　そこで、規制緩和の問題がまた非常に重要になってくると思えますけれども、規制緩和策について沖縄県はいろいろ要望されていると思えます。開発庁としての方針はどのように位置づけておられますか、ちょっとお尋ねします。

○国務大臣(稲垣実男君)　沖縄県の自由貿易地域についての御要望につきましては、規制緩和による拡充強化であるということをよく承知しておるのであります。

自由貿易地域につきましては、昨年九月の内閣総理大臣談話におきまして、その拡充等による産業や貿易の振興について沖縄県とともに検討を行うこととされているところでありますし、今後、沖縄政策協議会のいわゆる国際貿易・物流基地の形成プロジェクトチームにおきまして、自由貿易地域の拡充強化について幅広く検討していくこととなっております。

なお、沖縄県の方でも規制緩和の検討委員会を設置されたと聞いておりますので、政府といたしましては、そこで十分討議されまして、その提言が恐らく政策協議会に提示されることと思えますので、私どもといたしましては、提示されればその段階で真剣に検討してまいりたいと存じておるのであります。

開発庁におきましては、九年度に行います、先ほど来から申し上げております自由貿易地域の拡

充強化に関する調査の中で、沖縄県の要望等を踏まえまして真剣に調査、検討してまいりたいと考えております。

○島袋宗康君　これはちょっと質問事項にはなかつたんですけれども、実はせんだって那覇港湾に水深十三メートルのコンテナバースが完成したとの報道がなされて、その時点で私はこの場所を振興局長に対してお尋ねしたわけですが、局長は、来年度も引き続きコンテナバースを計画しているの十分対応できるというふうな答弁をなされたので、私も心強く思っていたんですけれども、どうもこの計画は一九八八年に計画されたものであつて、那覇港湾計画の抜本的見直しが必要じゃないかというふうな問題が今提起されておりますね。御承知でしょうか。

そこで、局長が言われた、この後バースをつくつても、これは九年度までの目標であつて、これからどうするかというふうなことが言われて非常に整合性がないというふうなことが言われております。いわゆる五万トン級の貨物船に対応できるような港湾整備を図っていくかやいけな。やはり何といつても、那覇港湾を将来国際都市形成構想のハブ港湾に位置づけてやるためにはどうしても例えれば十四メートル以上の、十五メートルぐらいのバースが必要じゃないかというふうなことが言われております。

整合性のない目標というふうなことが今言われておりますけれども、それはどういふふうにお考えなのか、港湾整備の全体について目標をお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(牧隆壽君)　この前の私の答弁は若干不足する点があつたのかもしれない。

順序を追つて申しますと、現在整備しておりますのは、十三メートルの外貿コンテナ用の岸壁が一バース完成いたしました。現在その十三メートルで何万トンに対応できるかと申しますと、四万トンまで対応できます。それで、外貿コンテナとして今入つておる船は、私どもの聞いていますところでは二万トンの船が入つておると聞いており

ます。さらに、今後の整備でございますが、平成九年度で私ども予算をお願いしておりますが、もう一バース外貿コンテナをお願いしているわけでございます。

私が対応できまして申し上げましたのは、現在の時点において私どもの港湾計画の中で予見できる諸条件の中で対応できるというふうなことで、そういうことを進めていくわけでございますが、委員御指摘のとおり、沖縄県あるいは地元経済界等から沖縄の経済の活性化についての提言がございまして、また、その中で、沖縄の経済の活性化のためにこれからどういふ新しいコンセプトでやつていこうかという提案があるわけでございます。そういうことは政策協議会の中でも今論議されておりますし、先ほど来お話がございましたような規制緩和等の提言もございまして、そういうのもろもろの意見が交わつた場合にどうするかというところはこれから問題でございます。それについては、この前申し上げたつもりでございますが、政策協議会の中でも議論されてまいりまして、そういうことを踏まえて私どもは適切に対応してまいりたい、そういうことでござい

ます。

○島袋宗康君　今後の。

○政府委員(牧隆壽君)　今後そういうことが提案され、確定になつてまいりますと、その事態については適切に対応してまいりたいということでございます。

○島袋宗康君　沖縄の国際都市形成構想の一環としての那覇港のハブ港湾という位置づけをしていただいて、ぜひひとつ五万トン級に対応できるような施設整備を図っていただきたいというふうな要望しておきたいと思ひます。

もう時間がありませんが、沖縄の米軍基地キャンプ瑞慶覧におけるPCB汚染問題に関するその後の経過及び対応策についてお伺いします。

○説明員(山内正和君)　御指摘の問題につきましては、キャンプ瑞慶覧の排水管から採取した沈殿物からPCBが検出されたという連絡を受けて以

降、沖縄県、地元の北谷町、現地の海兵隊及び私どもの出先でございます那覇防衛施設局の間で協議、調整が行われて、その結果、去る二月二十六日には米軍の手によりまして、沖縄県などの立ち会いのもと、PCBが検出された排水管の汚泥が除去されたところでございます。

また、この汚泥除去作業の際、沖縄県では施設内外二十数カ所から土壌採取が行われ、検査が行われましたが、その結果につきましては、去る三月二十一日沖縄県から公表されたところでは、これらの試料からはPCBは検出されなかつたという結果が出たというふうに聞いております。

沖縄県及び北谷町ではさらに今後引き続き調査が行われるというふうに聞いておりますので、この調査の結果が出るにはなお時間を要すると承知しておりますが、当庁といたしましては、この調査結果も踏まえて、今後、原因の究明あるいは汚染範囲の特定といったことを含めまして、本件に係る具体的な対策等について沖縄県、地元北谷町及び現地海兵隊とも十分協議、調整を行ひまして、環境保全が図られるよう適切に対処してまいりたいと考えております次第でございます。

○島袋宗康君　一点だけ。

開発庁長官、沖縄のこれからの振興策について、大臣の基本姿勢を最後にひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(稲垣実男君)　沖縄の問題は内閣を挙げて取り組まなければならない重要な課題でございます。沖縄の振興策については、現在、内閣官房長官、関係各大臣と沖縄県知事とで構成いたしております沖縄政策協議会において検討がなされているところでございます。

沖縄開発庁といたしましては、庁内に設置しております沖縄振興プロジェクトチームを中心といたしまして、昨年の沖縄問題についての内閣総理大臣談話に基づきまして、空港、港湾等の社会資本や環境関連施設の整備等をさらに積極的に進めるとともに、ただいま問題となつております自由貿易地域の拡充等によりまして産業や貿易の振興に

ついで一層検討を進めることとしております。

○委員長(橋崎泰昌君) 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩振興開発特別措置法に、今後とも関係省庁及び沖繩県と連携をとりながら、沖繩県が地域経済として自立したし、若い人たちが多く雇用されるように、そういう雇用が確保されるように、そしてまた、本土と比較いたしましてもお県民の所得が低いということでもありますから、これを引き上げて県民の生活の向上に資するようにいたしたい。そのことによつて我が国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるように、沖繩の振興開発に全力を傾注してまいらる覚悟でございます。

○島袋宗康君 ありがとうございます。

○委員長(橋崎泰昌君) 以上をもちまして平成九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち総務庁北方対策本部、沖繩振興開発特別措置法金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋崎泰昌君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(橋崎泰昌君) 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とします。

本案につきましては既に質疑を終了いたしましたので、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋崎泰昌君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

星野君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。星野君。

○星野朋市君 私は、ただいま可決されました沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、民主党・新緑風会、日本共産党及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、沖繩が本土復帰後二十五年を迎えようとしている現在もなお、依然として厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、次の諸点について配意し、適切な施策を講ずるべきである。

一 沖繩の経済社会の発展と各種の格差是正に引き続き努力し、第三次沖繩振興開発計画の諸目標の早期達成に努めること。

二 沖繩の振興を図るに際しては、沖繩県からの国際都市形成構想及び規制緩和等産業振興特別措置に関する要望等に十分配慮しつつ、進めること。

三 自由貿易地域の拡充・活性化を図るための施策の検討に際しては、沖繩県の要望等を踏まえつつ、新たな施策の実現に向けて最善の努力を払うこと。

四 返還が決定した米軍施設・区域については、県民の理解を踏まえ、返還の早期実現に最大限の努力を傾注するとともに、跡地等の利用についても総合的かつ有効に活用されるよう、適切な措置の実施に向け努めること。

なお、米軍施設・区域の整理・縮小の促進については、更に一層の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(橋崎泰昌君) ただいま星野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋崎泰昌君) 全会一致と認めます。よつて、星野君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、稲垣沖繩開発庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。稲垣沖繩開発庁長官。

○国務大臣(稲垣実男君) 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について御可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの附帯決議につきましては、十分その趣旨を尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(橋崎泰昌君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋崎泰昌君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

平成九年四月十五日印刷

平成九年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局